

## 新潟空港遠隔地域バス借上助成 事業の募集について

### 1 趣旨

新潟空港の利用圏域の拡大と路線の利用促進を図るため、出発地と新潟空港との間を往復するバス借上げに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 2 2018年度との変更点

- (1) 国際チャーター便を補助対象に加えました。
- (2) 新潟空港発着の国内線から国際線へ乗継を行う旅行も補助対象としました。

### 3 補助対象となる旅行

補助金申請日以降に、旅行会社が募集又は受注するもので、次に掲げる事業に該当するもの

- (1) 新潟空港国際線利用団体バス借上助成事業

新潟空港から概ね70km以遠から新潟空港国際線及び国際チャーター便を往復利用する旅行

【対象期間：2019年4月1日から翌年3月31日までに出発する旅行】

- (2) 新潟空港国内線利用団体バス借上助成事業

新潟空港から概ね70km以遠から新潟空港国内線を往復利用する旅行

【対象期間：2019年12月1日から翌年3月31日までに出発する旅行】

※両事業とも、概ね10名以上の団体旅行であること

### 4 交付対象者・支給額

補助対象となる旅行を企画・実施する旅行会社に対して、1つの企画旅行に対して、以下のとおり補助金を交付します。

(補助金額)

- ・バス借上費用の3分の1
- ・ただし、バス等の借上台数は4台までとし、1台目は8万円、2台目からは4台目は4万円を上限

## 5 申請期間

期間	対象旅行	申請期間	対象事業
第1期	4月1日～8月31日の間に出発	4月1日～7月31日	国際線
第2期	9月1日～11月30日の間に出発	8月1日～10月31日	国際線
第3期	12月1日～3月31日の間に出発し、 3月31日までに旅行終了	11月1日～1月31日	国際線 国内線

## 6 採否の決定について

- ・申請受付期間終了後、審査の上、採否の結果をお知らせします。
- ・申込多数の場合は、申請金額の減額を行う場合があります。

## 7 その他

- ・バスを借り上げる費用について、他の団体等が実施する助成事業と重複しての利用はできません。
- ・本事業への申請者と他の助成事業の申請者が異なる場合であっても、同一の旅行でのバスを借り上げる費用に係る申請である場合には、他の助成事業を利用しているものとみなします。

## 8 申請先

新潟空港整備推進協議会事務局

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

新潟商工会議所内

電話：025-255-1112 FAX：025-290-4421